

～プレミアム分 100%!!
市民生活に支援の光を♪～

土岐市なんじゃもんじゃ振興券（第2弾） 取扱事業者募集

コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面する市民及び事業所の負担の軽減を図るため、『土岐市なんじゃもんじゃ振興券（第2弾）』を発行します。これに伴い、下記のとおり振興券を取り扱う事業者を募集いたしますので、是非ご登録ください！

- ◆名称 土岐市なんじゃもんじゃ振興券（第2弾）
- ◆販売内容 1,000円券×10枚綴りを1セットとして5,000円で販売（1世帯2セットまで）
（一般店専用券5枚、一般店・大型店共通券5枚）
※一般店・大型店共通券…大型店でも使用できる券
- ◆販売対象者 市内に住所を有する世帯の世帯主（基準日：令和4年6月1日）
- ◆販売期間 令和4年8月8日（月）から令和4年12月30日（金）
- ◆使用期間 令和4年8月8日（月）から令和5年1月31日（火）
- ◆その他 振興券は不動産、自動車、有価証券、たばこ、切手・印紙、ギフト券、図書券などの購入や、税金、仕入等の事業資金、パチンコ店等遊戯娯楽施設などでは使用できません。
売場面積1,000㎡以上の店舗及びそのテナントは、大型店の扱いとなります。



～取扱事業者 募集要項～

申込期間：令和4年6月10日（金）から令和4年12月28日（水）まで
一次申込：令和4年6月10日（金）から令和4年6月20日（月）まで

◆取扱事業者の範囲

- ①土岐市内において常時従業員を配置し、事業活動を行う事業所を有する小売業・飲食業及び各種サービス業を営む事業者
- ②土岐市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」に該当しない
- ③風俗営業等、パチンコ等の遊戯娯楽施設業種でないこと
※不動産、自動車及び金融商品、たばこ、商品券、プリペイドカードなど換金性の高いものは使用できません。

◆取扱事業者の登録手続

- ①申込期間 令和4年6月10日（金）～令和4年12月28日（水）
- ②上記、一次申込期間に申請のあった事業者の方のみ引換券発送時に配布する「取扱事業者一覧」に掲載されます。

◆換金方法

- ①換金期間 令和4年9月1日（木）～令和5年2月10日（金）
- ②換金手続
市が別途指定する手続により、取扱事業者登録申請時に届けた振興券換金指定口座に使用済み振興券の券面額を振り込みにより支払うものとします。（換金期間厳守）※詳細は後日案内

ご注意

一次申込を過ぎてから申請いただいた場合は、購入引換券発送時に配布する「取扱事業者一覧」には掲載されませんのでご了承ください。



◆取扱事業者の責務

- ①振興券の使用期間である令和4年8月8日（月）～令和5年1月31日（火）の間に提示された「土岐市なんじゃもんじゃ振興券（第2弾）」の額面金額に相当する物品および役務の提供を行わなければならない。
- ②取扱事業者として使用者に分かるよう、見やすい場所に登録店表示（ポスター等）の掲示を行うこととする。
- ③振興券面に発行者印並びに発行番号のないものは取り扱いできない。
- ④振興券額面金額の取引には、つり銭の支払いはできない。
- ⑤返品等の受付は行わない。
- ⑥通常の注意をもってすれば偽造されたものとわかる振興券、あるいは大量に持ち込まれる等の不正な使用が明らかである場合には、当該振興券の受け取りを拒否するとともに、事務局にその事実を報告すること。
振興券の使用期限である令和5年1月31日（火）を厳守すること。期限を過ぎた振興券は無効となるため、物品及び役務の提供ができないことはもとより、換金手続を行うことはできない。
- ⑦換金期限である令和5年2月10日（金）を厳守し、期間内に換金手続を行なうものとし、以降の換金受入は一切行わない。
- ⑧振興券の交換・譲渡及び売買はできない。また、取扱事業者関係者が振興券を購入した場合、直接換金は禁止とする。
- ⑨公序良俗に反する行為があった場合は取扱事業者の登録を取り消すことがある。

問い合わせ先

土岐市役所産業振興課

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101

TEL: 54-1111 (内線321~323)

FAX: 55-7763

土岐市なんじゃもんじゃ振興券(第2弾)取扱事業者 登録申請書

当店(事業所)は、本事業の趣旨に賛同するとともに、取扱事業者の責務を遵守し
下記のとおり登録申請いたします。

年 月 日

店名 (事業所名)	(フリガナ)			
代表者名	(フリガナ)			
事業所 所在地	〒509- 土岐市			
電話番号		ファックス番号		
業種 (具体的に記入)		売場面積	m ²	
取引金融機関名 (振興券換金指定口座)	銀行 金庫 農協 支店			
	金融機関コード	-(店番)		
	科目	口座番号(右づめでご記入ください)		
	1、普通預金 2、当座預金			
	口座名義	(フリガナ)		

※取引金融機関は換金の際の振込先となりますので、土岐市内の店舗口座を届出どおり正確にご記入ください。

※ご記入いただいた情報は、本事業に関する換金手続きにのみ利用いたします。

※令和2年度事業で登録された事業者様においても、提出(登録)が必要です。

土岐市なんじゃもんじゃ振興券事業事務局使用欄

受付日	担当者印	検印	入力者印
月 日			

事業者登録番号